

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
タクシー運賃の割引	秋田県ハイヤー協会加入タクシー会社	○	○	○ (※)	運賃から1割引 ※精神障害者保健福祉手帳は、県内の一部タクシー事業者で割引適用できない場合あり
秋田県ふるさと村	秋田県ふるさと村	○	○	○	スノーホワイト城・かまくらシアターの利用料金5割引
秋田県立男鹿水族館	秋田県立男鹿水族館	○	○	○	普通料金を以下の料金で対応 一般:1,000円→700円(H26.4.1～ 1,100円→600円) 小学校児童・中学校生徒:400円→250円(H26.4.1～ 400円→200円)
秋田県田沢湖スキー場	秋田県田沢湖スキー場	○	○	○	1日券のリフト利用料金を5割引
秋田県立総合プール	秋田県立総合プール	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立野球場	秋田県立野球場	○	○	○	施設使用料無料 使用料の免除にかかる手続きは、使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立向浜運動広場	秋田県立向浜運動広場	○	○	○	施設使用料無料 使用料の免除にかかる手続きは、使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立スケート場	秋田県立スケート場	○	○	○	施設使用料無料(滑走料免除の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 滑走料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立総合射撃場	秋田県立総合射撃場	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること
秋田県立武道館	秋田県立武道館	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により2人以上の介護者が必要な場合は、必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立体育館	秋田県立体育館	○	○	○	施設使用料無料(個人使用料の場合、手帳所持者1人につき介護者1人が原則。ただし、障害の程度により3人以上必要な場合は必要な介護者分を免除する) 個人使用料の免除にかかる手続きは、障害者であることを証明する書類または手帳を提示すること 貸切使用の場合は使用料免除申請書を事前に提出すること
秋田県立美術館	秋田県立美術館	○	○	○	2・3階常設展について、手帳所持者本人及び付添者1名入場無料 特別展開催時は美術館主催のものに限り、手帳所持者本人及び付添者1名入場無料(実行委員会主催の場合は実行委員会の判断による) 1階県民ギャラリーは貸スペースのため、主催者の判断による

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
秋田県立近代美術館	秋田県立近代美術館	○	○	○	手帳所持者本人及び付添者1名入場料無料 ただし、実行委員会方式による展覧会については、手帳所持者及び付添者1名入場料半額
秋田県立博物館	秋田県立博物館	○	○	○	有料の特別展を観覧する場合、手帳所持者本人及び付添者1名につき半額
秋田県青少年交流センター	秋田県青少年交流センター	○			宿泊部屋として特別室(身体障害者用ツインルーム)1室あり、利用者に対して一般料金より安価な金額設定あり
秋田県立大館少年自然の家	秋田県立大館少年自然の家	○	○	○	使用料無料 (H26.7.1～大学生以上の手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額)
秋田県立保呂羽山少年自然の家	秋田県立保呂羽山少年自然の家	○	○	○	使用料無料 (H26.7.1～大学生以上の手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額)
秋田県立岩城少年自然の家	秋田県立岩城少年自然の家	○	○	○	使用料無料 (H26.7.1～大学生以上の手帳所持者本人及び付添者1名につき、使用料1/2に減額)
秋田内陸縦貫鉄道運賃の割引	秋田内陸縦貫鉄道株式会社	△ (※)	△ (※)		以下の場合について、乗車運賃5割引 ・普通乗車券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が単独または介護者とともに乗車する場合 ②第2種身体障害者手帳所持者または療育手帳B所持者が単独で乗車する場合 ・定期乗車券(小児定期乗車券は対象外) ①第1種身体障害者手帳所持者または12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者が介護者とともに乗車する場合 ②療育手帳A所持者または12歳未満の療育手帳B所持者が介護者とともに乗車する場合 ・回数乗車券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が介護者とともに乗車する場合 ※乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、単独で普通乗車券によって乗車する場合は、片道100kmを超える場合に限る ※急行券については、旅客鉄道会社線の急行列車等の停車駅相互間とする ※6歳未満の乳幼児が身体障害児または知的障害児である場合は無賃とし、介護者に対して割引乗車券を単独で発売する
由利高原鉄道運賃の割引	由利高原鉄道株式会社	△ (※)	△ (※)		以下の場合について、乗車運賃5割引 ・普通乗車券 ①第1種身体障害者手帳所持者または療育手帳A所持者が単独または介護者とともに乗車する場合 ②第2種身体障害者手帳所持者または療育手帳B所持者が単独で乗車する場合 ・定期乗車券(小児定期乗車券は対象外) ①第1種身体障害者手帳所持者または12歳未満の第2種身体障害者手帳所持者が介護者とともに乗車する場合 ②療育手帳A所持者または12歳未満の療育手帳B所持者が介護者とともに乗車する場合 ※乗車券については、旅客鉄道会社線及び連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、単独で普通乗車券によって乗車する場合は、片道100kmを超える場合に限る ※6歳未満の乳幼児が身体障害児または知的障害児である場合は無賃とし、介護者に対して割引乗車券を単独で発売する
大森山動物園	秋田市	○ (秋田市に居住する方)	○ (秋田市に居住する方)	○ (秋田市に居住する方)	入園料無料(付添者1人まで割引対象)
秋田市自転車等駐輪場(秋田駅西地下、東)	秋田市	○ (秋田市に居住する方)	○ (秋田市に居住する方)	○ (秋田市に居住する方)	定期使用料半額

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
福祉特別乗車証	秋田市	○ (秋田市に居住する在宅の方)	○ (秋田市に居住する在宅の方)		手帳による割引との併用で、秋田市内の路線バスに限り無料 バスで通学、通所、通院している方で、1週あたり3日以上介護者が付き添っている場合に限り、介護者の運賃も助成対象 ※別途申請
福祉特別乗車証	秋田市			○ (秋田市に居住する在宅の方)	手帳による割引との併用で、秋田市内の路線バスに限り無料 バスで通所、通院している方が対象(生活保護世帯は除く) ※別途申請手続が必要
身体障害者(通院用)タクシー利用券	秋田市	△ (※)			※対象者 秋田市に居住する在宅の方で、内部機能障害1級、肢体不自由の下肢または体幹機能障害1～3級、視覚障害1～3級の方 助成内容:1枚580円割引(一般交付:ひと月あたり4枚(年間48枚上限)) ※秋田市市内での通院に限る ※じん臓機能障害1級で人工透析のためタクシーで通院している方は追加交付あり(ひと月あたり12枚(年間144枚上限)) ※別途申請
インフルエンザ定期予防接種	秋田市	△ (※)			※対象者 60歳以上の方で、心臓、じん臓、または呼吸器機能が身体障害者手帳1級程度の方 助成内容:接種費用の一部助成
高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種	秋田市	△ (※)			※対象者 60歳以上65歳未満の方で、心臓、じん臓、呼吸器機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級のかたが高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種を受けるとき、接種費用の一部を公費で負担(定期予防接種の対象は1回限り)
人工内耳体外部装置購入費助成	秋田市	△ (秋田市に居住する方 ※)			※対象者 聴覚機能障害のある人工内耳装用者 助成内容:購入費と200,000円を比較し、少ない方の額
障がい者雪下ろし支援事業	秋田市	△ (秋田市に居住する方 ※)	△ (秋田市に居住する方 ※)	△ (秋田市に居住する方 ※)	※対象者 市内に所在する家屋により生活する世帯であって、当該年度分の市民税が非課税であるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯(65歳以上の高齢者および18歳以下の年少者のみの世帯を含む。) (2) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受けている65歳未満の者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている65歳未満の者、「療育手帳制度について」に基づき都道府県知事又は指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている65歳未満の者又は「特定疾患治療研究事業について」に基づく特定疾患治療研究事業の対象疾患の患者であって都道府県から特定疾患医療受給者証の交付を受けている65歳未満の者のみの世帯 (3) 65歳以上の高齢者および対象障がい者のみの世帯 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める世帯 助成内容(秋田市道路豪雪対策本部が設置された際) ・住居の雪下ろしに要した費用または1万円のいずれか低い額 ・雪下ろし及び排雪に要した費用または1万5千円のいずれか低い額
視覚障害者用電子白杖購入費助成事業	秋田市	△ (秋田市に居住する視覚障害1・2級の方)			2万円を上限に購入費の概ね2/3を助成
高齢者等緊急通報システム事業	秋田市	△ (秋田市に居住する1・2級の方)			急病や災害等の緊急時に、関係機関や協力員に救助を求める事ができる装置の賃貸借料等の一部を助成

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
食の自立支援事業	秋田市	△ (秋田市に居住するおおむね2級以上の方)			利用者の居宅に昼食又は夕食を配食するとともに、当該利用者の安否の確認を行うもの 1日1食、1週間あたり3回まで
身体障害者用自動車改造費助成事業	秋田市	△ (秋田市に居住する上肢、下肢または体幹機能障害3級以上の方)			10万円を上限に改造にかかった実績額
障害者自動車運転免許取得費助成事業	秋田市	△ (秋田市に居住する肢体不自由者(上肢、下肢、体幹および運動機能障害)または聴覚障害をもつ、おおむね4級以上の方)	○		10万円
第2子以降障がい児通所施設利用料無償化事業	秋田市	△ (平成28年4月2日以降に生まれた第2子以降の障がい児)	△ (平成28年4月2日以降に生まれた第2子以降の障がい児)	△ (平成28年4月2日以降に生まれた第2子以降の障がい児)	平成28年4月2日以降に生まれた第2子以降の障がい児について、未就学児を対象とした児童発達支援および医療型児童発達支援を利用した際の利評者負担を無償化する
障害者外出支援事業 (タクシー利用券) ※自動車燃料費助成券を受けた方は、対象となりません。	能代市	△ (1・2級)	△ (A)	△ (1級)	タクシー初乗り料金相当額(月2枚分)の利用券の交付(非課税世帯で、週2回以上人工透析を行っている方は月4枚)
障害者外出支援事業 (自動車燃料費助成券) ※タクシー利用券の交付を受けた方は、対象となりません。	能代市	△ (※)			※ 対象者:人工透析治療のため、週2回以上、医療機関へ車で通院している方 助成内容:燃料代を助成(月2枚 1枚500円)(非課税世帯は月4枚)
重度障がい者世帯除雪援助事業	能代市	△ (※1・2級)	△ (※A)	△ (※1級)	※ 65歳未満の重度障害者のみの世帯を対象に、除雪作業を援助する利用券8枚交付(利用券1枚あたり1時間以内の作業) 自己負担額:300円(市民税課税)、100円(非課税)、生活保護無料
重度障がい者雪下ろし費用助成事業	能代市	△ (※1・2級)	△ (※A)	△ (※1級)	※ 重度障がい者のみで構成される世帯を対象に住居の雪下ろしに要する費用を助成。 助成額は、雪下ろしに要した費用の1/2(排雪を除く)。一回あたりの上限10,000円。
人工内耳装用者に対する体外装置等購入費助成	能代市	△ (※)			※ 能代市に住民登録をしている方。18歳未満については、その保護者が能代市に住民登録していること。 聴覚機能障害による身体障害者手帳の交付を受けている方で、人工内耳装用者。 人工内耳を装用する障がい者及び障がい児の人工内耳専用充電電池等の購入費助成
集団検診	能代市	○	○	○	集団検診受診時の手数料免除(特定健診除く)
屋外運動施設 (能代市陸上競技場・能代球場・市民球場・落合第一球場・誠邦園球場・落合第二球場・落合球場・ソフトボール場第一・ソフトボール場第二・赤沼球場・ニツ井球場・落合公園テニスコート・ニツ井テニスコート)	能代市	○	○	○	個人での使用料が無料

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
体育施設 (能代市総合体育館・二ツ井総合体育館・厚生年金能代市体育館・能代市土床体育館・荷上場体育館・B&G海洋センター体育館・市民プール・弓道場)	能代市	○	○	○	個人での使用料が無料
能代市子ども館	能代市	○	○	○	観覧料(プラネタリウム)無料 観覧しようとする7日前までに申請が必要
インフルエンザ予防接種費用助成	能代市	△ (※)			※対象者:60~64歳の身体障害者手帳1級所持者 (心臓、腎臓、呼吸器)
身体障がい者等移送費給付事業(タクシー券)	横手市	△ (1~3級)	△ (A)	△ (1級)	乗車の際に利用券を提示、『基本料金』を減額(1か月につき2枚、年24枚まで交付)(手続必要)
人工透析患者の通院交通費	横手市	△ (※)			※ 対象者:身体障害者手帳所持者で障害程度が1~3級で週2回以上人工透析による治療のために医療機関に通院している方 助成内容:1か月につきタクシー利用券枚分の『基本料金』相当額を支給(年4回(7・10・1・4月)に本人等の銀行口座に支給) ※タクシー券と交通費助成のどちらかを選択(手続必要)
横手デマンド交通	横手市	○	○	○	障害者割引:5割引 障がい者の介護者に対する割引:5割引(第1種身体障害者手帳または療育手帳A所持者)
横手市循環バス	横手市	○	○	○	障害者割引:5割引 障がい者の介護者に対する割引:5割引(第1種身体障害者手帳または療育手帳A所持者)
まんが美術館	横手市	○	○	○	特別企画展は2割引 現在は休館中。 2019年4月リニューアルオープン予定
大館市高齢者等低額フリーパス券支援事業	大館市	○	○	○	乗合バス事業者が販売するバス定期券(市内全域)購入助成 1月定期 7,000円割引(通常価格 10,000円) 3月定期 11,000円割引(通常価格 20,000円) 6月定期 12,000円割引(通常価格 30,000円) 利用できる地域:大館市内のバス停留所 ※扶助限度あり(年2回まで)
大館市重度心身障害者(児)移送費給付事業	大館市	△ (1~3級)	△ (A)		タクシー利用券、自動車燃料助成券の交付 ・じん臓機能障害者 26枚(10月以降13枚) ・その他 16枚(10月以降10枚) ※助成額1枚につき500円 ※自動車燃料助成券は対象者の制限あり
大館市中心身障害者居室整備資金貸付事業	大館市	△ (1~4級)	△ (A)		心身障害者が居住している住宅(居室)整備のための資金貸付 貸付限度額:1戸当たり150万円以内
大館市立中央図書館 大館市立花矢図書館 大館市立比内図書館 大館市立田代図書館	大館市	○	○	○	貸本の宅配サービス(有料)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
大館市民体育館 花岡体育館 釈迦内体育館 城西体育館 十二所体育館 樹海体育館 比内体育館 田代体育館	大館市	○	○	○	利用料金半額(個人利用のみ対象) ※光熱水費(照明等)は対象外
大館市花岡総合スポーツ公園(多目的プール)	大館市	○	○	○	手帳所持者およびその介護者の使用料無料
重度身体障害者移送費給付事業	男鹿市	△ (1・2級)			月2枚のタクシー初乗り運賃分の利用券を交付する。また、人工透析のために本市の医療機関に通院している方に、自家用自動車燃料費またはバス回数券・定期購入費として年額16,800円を助成する。人工透析を行っている方の場合、タクシー券・自動車燃料費・バス回数券(定期券)のうち1つを選択する。
がん検診事業	男鹿市	○	○	○	助成内容:手帳持参で各種がん検診無料
市単独運行バス	男鹿市	○	○	○	手帳の交付を受けている方とその介護人(介護が必要と認められた場合に限り)の運賃半額
障がい者交通援護費支給事業	湯沢市	△ (血液透析通院者のみ ※)	△ (就労系サービスで事業所へ通所する方※)	△ (就労系サービスで事業所へ通所する方※)	※自宅から事業所、病院までの往復1kmあたり10円支給。市民税非課税者であることが要件(送迎サービス利用者や生活保護受給者は支給対象外)。
検診料金免除	湯沢市	△ (1～3級※)	△ (A※)		※検診料金免除(39歳以下の方が一般検診を受診する場合は対象外)。
インフルエンザおよび肺炎球菌予防接種費用助成	湯沢市	△ (※)			※60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器機能等に重度の障がいがある方に1,000円の助成。
福祉除雪サービス費用助成	湯沢市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※障がい者のみまたは高齢者と障がい者等のみで構成される世帯で、自力で除雪ができず、近隣からの援助を受けられない場合。
雪下ろし費用助成	湯沢市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※障害者のみ、高齢者と障がい者等のみで構成される市内に在住している市民税非課税世帯で、親族またはボランティアなどによる援助を受けられない場合。
鹿角市福祉タクシー事業	鹿角市	△ (1・2級)	△ (A)	△ (1・2級)	鹿角市に居住している方で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者福祉手帳1・2級を所持している方で軽自動車税、普通自動車税の減免及び人工透析通院交通費助成を受けていない方へ交付。500円のタクシー券を月2枚まで年12枚(腎臓機能障害1級の方については年24枚)
人工透析通院交通費助成事業	鹿角市	△ (※)			※人工透析のため医療機関に通院する方で居住地から通院医療機関までの交通費距離に応じて助成。(福祉タクシー券の交付を受けている方は対象外) 5km以上～15km未満 1,500円 15km以上～30km未満 2,000円 30km以上～ 3,000円

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
鹿角市障害者就労支援事業所通所交通費助成事業	鹿角市	○	○	○	鹿角市に居住している方で、就労支援事業所に通所する方で、通所するためにバスを利用している方に対し、バスを利用した月の運賃総額の3分の1を助成(ただし生活保護受給者や他の法令により交通費助成を受けている方を除く)
鹿角市湯瀬ふれあいセンター	鹿角市	○			身体障害者手帳を所持している方が利用される場合、利用料と入浴料を免除 入浴料 100円 センター使用料 200円
鹿角市八幡平ふれあいやすらぎ温泉センターゆらら	鹿角市	○			身体障害者手帳を所持している方の使用料を割引。 使用料 手帳提示で使用料を半額
鹿角市記念スポーツセンター	鹿角市	△ (※)			※ 身体障害者(車椅子使用者に限る)が体育場を個人で利用する場合に利用料を50円割引
重度身体障がい者(児)移送費給付事業	由利本荘市	○			※対象者 身体障害者手帳(1~3級)の交付を受けた在宅の障害者(児)で、視覚、平衡機能、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能(移動機能)及び内部障害者(児) 助成内容:小型タクシー料金の一部(基本料金)を助成する。 ※月2枚(年間最大24枚)
人工透析通院交通費助成事業	由利本荘市	△ (※)			※ 人工透析のため週2回以上医療機関に通院する方を対象に、居住地から通院医療機関までの距離に応じて助成する。 5km以上~10km未満 月額 2,000円 10km以上~20km未満 月額 3,000円 20km以上~30km未満 月額 4,000円 30km以上 月額 5,000円
障がい者通所交通費助成事業	由利本荘市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 障害者総合支援法の規定による介護給付費または訓練等給付費の支給決定や、由利本荘市障がい者地域活動支援センター事業実施要綱第6条の規定による利用決定を受け通所している方を対象に、居住地から通所施設までの距離に応じて助成する。 10km未満 月額 2,000円 10km以上~20km未満 月額 3,000円 20km以上~30km未満 月額 4,000円 30km以上 月額 5,000円
身体障がい者デイサービス	由利本荘市	△ (※)			※ 65歳未満の身体障がい者手帳をお持ちの方が、登録している事業所に通い、入浴や食事、創作的活動の支援を受けることができます
知的障がい者デイサービス	由利本荘市		○		療育手帳をお持ちの方が、登録している事業所に通い、入浴や食事、創作的活動の支援を受けることができます
温泉等利用促進事業 (入湯(浴)料割引券)	由利本荘市	△ (※)			※ 満65歳以上の身体障害者手帳所持者を対象に年度間5枚(1回200円割引券)を交付する。 本荘地域:鶴舞温泉、はいんすば新山 矢島地域:寿康苑 岩城地域:港の湯、伝兵衛湯荘 由利地域:ゆりえもん 大内地域:ぼぼろっこ、かすみ温泉、小羽広館 東由利地域:湯楽里 西目地域:かしわ温泉、にしめ湯っ娘ランド 鳥海地域:鳥海荘、フォレスト鳥海

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
潟上市作業所等通所、通学者交通費補助金	潟上市	○	○	○	手帳所持者で地域活動支援センター等への通所者及び通学者へ月額5,000円を上限に、バス、鉄道等の利用料金の半額を補助。
潟上市重度身体障害者(人工透析患者)通院費補助金	潟上市	△ (※)			※ 対象者:人工透析の通院加療をしているじん臓機能障害1級の手帳所持者であって月8回以上通院している方(病院等の無料送迎サービスは月8回の回数に該当しない) 助成内容:人工透析の通院の交通費を月額5,000円を上限に補助
潟上市重度障害者移動費給付費等事業(タクシー券)	潟上市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 対象者:身体障害者手帳(1級~2級、3級で下肢、体幹、視覚、人工透析を受けているじん臓機能障害)所持者、療育手帳A所持者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者、難病患者で上記と同程度の方 助成内容:タクシー利用1回につき利用券1枚で初乗り運賃相当額を助成。年間で10枚交付。市役所での申請手続きが必要。
潟上市マイタウンバス運行事業	潟上市	○	○	○	市内で運行しているマイタウンバスについて、手帳提示により運賃無料
大仙市障がい者(児)タクシー利用券給付事業	大仙市	△ (※)	△ (A)	△ (1級)	※対象者:次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級所持者 ②身体障害者手帳3級所持者(下肢、体幹、呼吸器、視覚、人工透析通院者に限る) ③療育手帳A所持者 ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者 助成内容:1枚600円のタクシー利用券を1か月当たり2枚(年間最大24枚)交付。市役所での申請手続きが必要。 自動車税・軽自動車税の減免及び人工透析通院の交通費助成を受けている方は対象外
大仙市人工透析通院費支給事業	大仙市	△ (※)			※対象者 大仙市内に居住し、居住地から人工透析通院医療機関までの距離が片道5km以上の方 助成内容:往復距離×通院回数に1kmあたり10円を乗じた額を助成(ただし、タクシー券の交付を受けた方は対象外)
大仙市温泉ふれあい入浴サービス事業	大仙市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 障害者手帳の交付を受けている満60歳から69歳の方 助成内容:大仙市内の指定温泉施設で使用できる入浴料等の半額割引券を交付(1年度につき12枚交付)(要申請)
大仙市内のスポーツ施設	大仙市	○	○	○	スキー場及びキャンプ場を除く全てのスポーツ施設の施設利用料の免除 ※利用料金以外(証明や暖房など)は免除なし
大曲スキー場	大仙市	○	○		リフト乗車券半額
大仙市障がい者通所施設等交通費助成事業	大仙市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 大仙市在住で障がい者施設等に通所する障がい者及び通所に付き添う介護者 助成内容:通所にかかった公共交通機関の運賃の全額または自家用車利用の場合の通所に係る距離(往復距離×通所日数)に1kmあたり10円を乗じた額を助成(5,000円上限) ※通所している事業所に開所日数の1/2以上通所していること

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
人工透析通院交通費助成事業	北秋田市	△ (※)			※ 対象者:人工透析治療のため週2回以上医療機関に通院している方 助成内容:居住地から通院医療機関までの距離に応じて交通費を助成 5km未満 月額 700円 5km以上10km未満 月額 1,500円 10km以上20km未満 月額 2,500円 20km以上30km未満 月額 3,500円 30km以上 月額 5,000円
在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	北秋田市	△ (※)			※対象者 医師の診断により在宅酸素療法を実施する者 助成額:酸素濃縮器稼働に要する推定電気料の1/2相当額
自動車改造費助成事業	北秋田市	△ (1~3級※)			※対象者 上肢下肢または体幹機能障害がある方で、就労等に伴い自らが所有し、自ら運転することにより社会参加が見込まれる方 助成額:10万円を上限に障害にあわせて自動車の操行装置や駆動装置などの一部の改造にかかった実費
身体障害者等運転免許取得費助成事業	北秋田市	△ (※1、※2)	○ (※2)	○ (※2)	※1:身体障害者手帳4級以上の肢体不自由者及び聴覚障害者 ※2:秋田県公安委員会等の指定を受けた自動車学校において自動車操作訓練を修了し、かつ免許証の交付を受けた方 ・免許を取得することにより、就労が見込まれる者等、社会活動への参加に効果があると認められる方 ・いままでに自動車の運転免許を所得したことのない方
障害者在宅整備資金貸付	北秋田市	△ (1~4級)	△ (1~4級)		貸付額:1戸あたり150万円を上限とし、貸付けを受けることができる者が所有し、かつ、居住する住宅について、居室等を増改築又は改造するための経費
福祉タクシー運営事業	北秋田市	△ (1~3級)	△ (A)		タクシー基本料金相当額を助成する福祉タクシー利用券(年6枚)を交付
北秋田市民プール	北秋田市	○	○	○	使用料無料
湯の岱温泉	北秋田市	△ (1・2級)			無料入浴券(月3回まで)
障害者交通費助成事業	にかほ市	△ (※)	○	△ (1・2級)	※対象者 ・人工透析のために週2回以上通院している方 ・身体障害者手帳1~3級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級の交付を受けている方で、週3回以上施設等に通所、通勤、通学している方 交通費の助成 片道10km未満 月額 1,500円 片道10km以上20km未満 月額 2,000円 片道20km以上30km未満 月額 3,000円 片道30km以上 月額 4,000円
にかほ市重度障害者(児)移送費給付事業	にかほ市	△ (※)	△ (A)		※等級が1~3級、手帳に以下の障害の記載がある者【視覚、平衡機能、下肢、体幹、運動機能(移動機能)、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓】 タクシー小型車初乗運賃相当額のタクシー利用券を月2枚(最大24枚)交付
フェアイト子ども科学館	にかほ市	○	○	○	入館料無料
白瀬南極探検隊記念館	にかほ市	○	○	○	入館料無料(付添人1人まで割引対象)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対 象 者			※ 備 考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	
人工透析通院費支給事業	仙北市	△ (※)			人工透析治療のため、自宅から医療機関へ通院している方へ交通費の一部を助成 ※対象者 ・週2回以上通院し、自宅から医療機関まで往復3キロ以上ある方 ・自分の運転又は家族等の運転で通院されている方 助成内容 自宅から医療機関までの距離に応じて交通費を助成 ・医療機関までの往復距離×通院回数×1キロあたり10円
障がい者通所施設等交通費助成事業	仙北市	△ (※)	△ (※)	△ (※)	障がい者施設等の通所する障がい者又はその介護者の継続的負担の軽減のため、通所に要する交通費の一部を助成 ※対象者 仙北市在住で障がい者施設等の通所する障がい者又はその介護者 助成内容 ・公共交通機関の運賃の全額(割引後の金額) ・自家用車利用の通所に係る距離(往復距離×通所日数)に1kmあたり10円を乗じた額 ・1月当たり5,000円上限 ・通所している事業所に開所日数の1/2以上通所していること
角館武家屋敷石黒家	仙北市	○	○	○	入館料金大人300円を50円割引
新潮社記念文学館	仙北市	○	○	○	入館料団体割引料金
平福記念美術館	仙北市	○	○	○	入館料団体割引料金
角館榊細工伝承館	仙北市	○	○	○	入館料団体割引料金
仙北市障がい者(児)タクシー利用券給付	仙北市	△ (1~3級)	△ (A)	△ (1級)	給付額 年度で15,000円(年度途中で申請した場合は申請月から当該年度の3月までの月数による月割(100円未満は端数切捨て)
仙北市バス(たっこちゃんバス、スマイルバス)	仙北市	○	○	○	無料
デマンド型乗合タクシー(白岩にこにこ号、西木地区、神代地区)	仙北市	○	○	○	5割引
小坂町康楽館	小坂町	○	○	○	入館料団体割引料金
小坂鉱山事務所	小坂町	○	○	○	入館料団体割引料金
あかしや荘	小坂町	△ (1・2級無料)	△ (A無料)	△ (1級無料)	小坂町民のみ 入浴料割引(左の等級者に割引、それ以外は通常料金)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
小坂町福祉タクシー	小坂町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 対象者:在宅の小坂町民で、次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級所持者 ②身体障害者手帳3級で下肢・体幹機能障害のある方 ③身体障害者手帳3級でじん臓機能障害で人工透析を受けている方 ④療育手帳A所持者 ⑤精神障害者保健福祉手帳1級所持者 助成内容:指定タクシー会社で初乗り料金分利用できるタクシー券を年度内の月数×2枚交付(小坂町役場町民課にて交付手続き必要) (人工透析を受けている方は、自動車燃料券のどちらかを選択可能)
町営バス(野口線)	小坂町	○	○	○	本人及び介護者の運賃無料
町営バス(上向線)	小坂町	○	○	○	手帳提示で運賃半額
上小阿仁村人工透析等通院交通費助成事業	上小阿仁村	△ (※)			※対象者 上小阿仁村に現に居住し、住民基本台帳に登録している方で、人工透析等の治療のため週2回以上かつ1年以上継続的に医療機関へ通院する方 助成内容:月額5,000円から助成
上小阿仁村福祉タクシー等事業	上小阿仁村	△ (1~3級)	△ (A)		タクシー利用券を年12枚交付し、利用券1枚につきタクシー等乗車の基本料金またはNPO上小阿仁村移送サービス協会の1回分相当額を補助。1回のタクシー等利用料金が基本料金を超える部分については利用者の負担。
上小阿仁村高齢者世帯等除雪費助成金	上小阿仁村	○	○	○	対象:心身に障害を持つ者のみの世帯 除雪費の1/2を助成。 ※1世帯上限3万円。
上小阿仁村外出支援サービス事業	上小阿仁村	△ (※)			※身体障害者手帳を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する自力での外出が困難である者。 (1)寝たきり又は車椅子使用者 (2)外出時介助が必要な者 (3)認知症のある者 (4)視覚障害者 (5)その他村長が認める者 身体的な障害等により通常の交通機関を利用できない者に対して、移動の手段を提供する。 運行距離により利用者負担有り。
福祉医療費助成事業	上小阿仁村	△ (※)			※対象者 65歳未満の方で、身体障害者手帳4~6級所持者 助成内容:条件付きで医療費を助成
藤里町高齢者等宅除排雪助成事業	藤里町	△ (※)	△ (※)		※対象者:次のいずれかに該当する方 ①身体障害者手帳1・2級で非課税世帯かつ手帳所持者のみ世帯 ②療育手帳Aで非課税世帯かつ手帳所持者のみ世帯 助成内容:次の費用を上限額20,000円で助成 ①玄関前除雪:圧雪深20cm以上 ②屋根の雪下ろし:堆積圧50cm以上
八峰町特定疾病受領者通院費助成事業	八峰町	△ (※)			※対象者 対象者:人工透析治療のため、能代市遠に月8回以上通院している方(交通費として他の公的助成を受けていない方) 助成内容:月額5,000円補助
三種町民を対象とした健康診査	三種町	△ (※)		△ (※)	※対象者 65歳以上の身体障害者手帳1~3級所持者または65歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 助成内容:自己負担金免除

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象 △:手帳所持者の一部が対象 ※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
三種町特定疾病受療者通院費助成事業	三種町	△ (※)			※対象者 町内から、人工透析のために町外の医療機関へ1月を単位として8回以上通院し、無料送迎サービスの利用や、交通費として他の公的助成を受けていない方 助成内容: 月額6,000円を支給 (要申請)
三種町障害者自動車運転免許取得費助成事業	三種町	△ (肢体不自由4級以上または聴覚障害4級以上)	○		※ 肢体不自由または聴覚障害により身体障害者手帳4級以上の交付を受けている方、及び療育手帳の交付を受けている方で、次の条件を満たす方 ①公安委員会等指定の自動車学校において操作訓練を終了し、免許の交付を受けた方 ②免許取得により、就労等社会参加に効果があると見込まれる方 ③今まで免許を取得したことが無い方 助成内容: 10万円を限度に、自動車操作訓練を終了するのに要した費用の3分の2以内 (要申請)
三種町身体障害者用自動車改造費助成事業	三種町	△ (※)			※対象者 肢体不自由により身体障害者手帳3級以上の交付を受けている方で、次の条件を満たす方 ①手帳所持者所有でかつ自らが運転する自動車の、走向装置及び駆動装置等を改造することにより、就労等の社会参加が見込まれる方 ②制度で規定する所得制限を超えない方 助成内容: 10万円以内 (要申請)
三種町高齢者世帯等除排雪支援事業	三種町	△ (※)			自力での除排雪が困難なため、三種町シルバー人材センターへ除排雪を依頼する一定要件(※)を満たす世帯に対し、その費用を助成する(作業1時間あたり1,180円とし、1冬期間30時間を上限とする) ※①65歳以上の方のみで構成される世帯 ②身体障害者手帳交付を受けている方のみで構成される世帯 ③その他町長が特に必要と認める世帯
三種町外出支援サービス事業	三種町	△ (65歳以上)			寝たきり・傷病等により歩行困難であり一般交通機関を利用することが困難な一定要件(※)を満たす方に対し、リフト付ワゴン等を用いて移動支援サービスを提供する(有料)(運行範囲制限・利用回数制限あり(人工透析療法を受けている方を除く)) ※①介護認定を受けている方 ②身体障害者手帳交付を受けている方 ③傷病等により一時的に身体上または精神上の著しい障害を受けた方 ④人工透析治療を受けている方 ⑤その他町長が特に必要と認めた方
三種町緊急通報システム事業	三種町	△ (1・2級 ※)			一定要件(※)を満たす世帯に対し、消防署へ繋がる緊急通報装置を貸与し、急病や事故の際等に迅速な対応、救助及び援助を行う。 ※①高齢者のみで構成される世帯 ②ひとり暮らしの重度身体障害者 ③世帯員の就労等により、①と同様の状態にある高齢者 ④世帯員の就労等により、病弱な重度身体障害者だけとなる場合の当該障害者 ⑤全各号に準ずる町長が認める方
心身障害者(通院用)タクシー利用券	五城目町	△ (1・2級)	△ (A)		初乗り料金分の割引(24枚)

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
障害者施設通所者交通費助成	八郎潟町	△ (※八郎潟町に居住する方)	△ (※八郎潟町に居住する方)	△ (※八郎潟町に居住する方)	※ 対象者:手帳を所持している八郎潟町在住者で、住居から通所施設に交通手段(鉄道または路線バス、交通費を負担する施設の送迎用車(両、自家用車)を利用して通所している方 助成内容:月額5,000円を上限に実費用の1/2の額
人工透析治療等通院費助成事業	八郎潟町	△ (※八郎潟町に居住する方)			※ 腎臓または小腸の機能に障害を有する身体障害者手帳所持者で、人工透析療法、中心整脈栄養法・経腸栄養法を受けている方に通院交通費を助成する。 助成内容:往復距離×通院回数に1kmあたり4円を乗じた額を助成(月額5,000円を上限) (町内及び隣接町村に所在する病院へ通院する際に、公共交通機関を利用せず自家用車で通院している方を除く。)
人工透析患者通院費助成事業	井川町	△ (人工透析)			助成金額は、交通手段の種類を問わず、医療機関ごとに役場からの片道の距離により、1回分の額を距離範囲内で支給。ただし、無料送迎サービスを利用した場合は対象外。
井川町老人福祉センター「ゆうゆう」	井川町	△ (60歳未満、1～3級)	○		月5回分の入浴無料券の発行 ※一般入浴料は300円 60歳以上の高齢者は全員が対象
ポルダー潟の湯	大潟村	○ (大潟村に住所のある方)	○ (大潟村に住所のある方)	○ (大潟村に住所のある方)	無料入浴券(週2回分) (障がい者本人及び介助者が利用可能)
インフルエンザ予防接種補助	大潟村	○	○	○	インフルエンザ予防接種代金全額補助
大潟村干拓博物館	大潟村	○	○		入館料無料(障がい者本人及び付き添い1名)
じん臓機能障がい者等通院交通費助成事業	大潟村	△ (※)			※対象者:次のいずれにも該当する方 ①障害者総合支援法における自立支援医療(更生医療・育成医療)の「重度かつ継続」の受給対象者または医療保険者の発行する特定疾病療養受療証の交付を受けている方 ②タクシーによる通院が必要であると村長が認めた方で、医師から週2回以上の通院指示を受けている方 助成内容:1人当たり年額180,000円を上限とし、通院にかかる交通費の全額を助成
透析通院者支援事業費補助金	美郷町	△ (※)			※対象者 じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、血液透析治療のため自宅から医療機関に通院している方 助成内容:通院1回につき450円補助
美郷町検診費用徴収免除	美郷町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※ 65歳以上70歳未満の方で、身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度(A)、精神障害者保健福祉手帳1・2級、障害年金1・2級のいずれかに該当する方の検診費用免除
季節性インフルエンザワクチンの接種費用補助	美郷町	△ (※)			※ 対象者:65歳以上65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障がい(身体障害者手帳1級程度)を有する方 助成内容:接種費用のうち1回上限1,300円(助成期間有)
障害者通所交通費支給事業	羽後町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※対象者 手帳所持者等で羽後町在住・町民税非課税者で障害福祉サービス事業所等への通所者 助成内容:自宅から事業所まで、または送迎バスに乗り乗る地点まで1kmあたり20円を支給

各種障害者手帳で受けられる県内の主なサービス

○:手帳所持者全員が対象

△:手帳所持者の一部が対象

※:対象者について備考欄に記載

(H30.4.1現在 秋田県)

施設名・事業名	問い合わせ先	対象者			※備考 (割引額・事業内容・対象者条件等)
		身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	
町検診料免除	羽後町	△ (1～3級)	△ (A)		町で行う検診料免除
人工透析通院援護費	羽後町	△ (※)			※ 人工透析のため通院している方に、自宅から医療機関までの路線距離に1kmあたり37円をかけた額を支給。 (医師の診断書または通院証明書が必要)
福祉除雪サービス	羽後町	△ (※)			※羽後町在住の70歳以上の一人暮らし・二人暮らしの世帯、一人暮らしの身体障害者または一人暮らしの特定疾病医療受給世帯など独力では除雪が困難な方。 除雪車により除雪された雪塊を取り除き、道路に面した出入り口を確保する。 実施期間は:2月1日～3月20日。 除雪車による除雪後から適時作業を行う。 冬期間3,500円(申請時に支払)
雪下ろし助成事業	羽後町	△ (※)	△ (※)	△ (※)	※町民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯 1)70歳以上の高齢者のみ世帯 2)18歳未満の児童を扶養するひとり親世帯 3)心身障害者世帯であって、次のいずれかに該当する世帯 ・ア 身体障害者手帳1級～4級所持者のみの世帯 ・イ 療育手帳所持者のみの世帯 ・ウ 精神障害者保健福祉手帳所持者のみの世帯 一世帯当たり、雪下ろしにかかった費用の2分の1の額(1000円未満切り捨て、上限6000円)を助成。 年3回まで。
東成瀬村おむつ購入費助成事業	東成瀬村	○ (東成瀬村民)	○ (東成瀬村民)		紙おむつ(パンツ型を含む)、尿取りパット、清拭用品(おしりふき)の購入に要した費用の半額を助成(月額5,000円を上限とする)
東成瀬村障害者通院費等助成事業(通院費助成)	東成瀬村	△ (東成瀬村民※)			※対象者 腎臓の機能障害を更生するため医療機関に通院し、血液透析療法の治療を受けている方またはその児童の保護者 助成内容:通院に要した交通費の一部(1月につき9,000円)を助成する
東成瀬村在宅障害児療育通院費助成事業(通院・通園費助成)	東成瀬村	△ (東成瀬村民※)	△ (東成瀬村民※)	△ (東成瀬村民※)	※対象者 秋田県立医療療育センターに通院若しくは通園をして療育、訓練、指導あるいは治療を受けている在宅の児童の保護者 助成内容:通院に要した交通費の一部(1日につき5,000円)を助成する
東成瀬村障害者通院費等助成事業(通所費助成)	東成瀬村	△ (東成瀬村民※)	△ (東成瀬村民※)	△ (東成瀬村民※)	※対象者 就労移行支援または就労継続支援を利用するため障害福祉サービス事業所に通所している方またはその児童の保護者 助成内容:通所のために購入した定期券の購入費を助成